

さいたま市ひとり親家庭児童就学支度金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の福祉を増進するため、中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)に入学する児童の入学準備に要する経費に関し、予算の範囲内において、ひとり親家庭児童就学支度金(以下「就学支度金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学支度金の支給対象者は、配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子又はこれらに準ずる者で、現に中学校に入学する児童を扶養しているものであって、当該児童(以下「支給対象児童」という。)が入学する年(以下「入学する年」という。)の2月末日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 当該年度の市町村民税が、所得割、均等割共に課されていないこと。
- (3) 第4条第1項に規定する申請者と生計を同じくする世帯のすべての扶養義務者に係る当該年度の市町村民税が、所得割、均等割共に課されていないこと。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けていないこと。

2 前項に規定する配偶者のない女子とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。

3 第1項に規定する配偶者のない男子とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。

4 第1項に規定するこれらに準ずる者とは、次に掲げる児童を養育する者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父及び母が監護しない児童

5 第1項第3号に規定する申請者と生計を同じくする世帯においては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当の認定に係る基準を準用する。

(就学支度金の支給額)

第3条 就学支度金の支給額は、支給対象児童1人につき10,000円とする。

(支給の申請)

第4条 就学支度金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭児童就学支度金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市町村民税が課税されていないことを証明する書類(以下「非課税証明書」という。)を添えて、市長に申請するものとする。ただし、当該年度の市町村民税の賦課期日に市内に住所を有していた者で、市が保有する課税資料の閲覧に同意した申請者は、非課税証明書の添付を省略することができる。

2 申請書を提出する期限は、入学する年の2月末日(当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)とする。

3 入学する年の2月1日以後において、新たに第2条に規定する支給対象者となった場合における申請書を提出する期限は、前項の規定にかかわらず、3月末日(当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)とする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、支給の可否を決定し、ひとり親家庭児童就学支度金支給決定通知書(様式第2号)又はひとり親家庭児童就学支度金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 前条の規定により支給決定した就学支度金は、原則として、入学する年の3月に支給するものとする。ただし、申請書の提出が3月1日以後の場合は、この限りでない。

(就学支度金の返還)

第7条 就学支度金の支給後において、支給要件に該当しない事実があったときは、既に支給した就学支度金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の申請書は、平成21年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月9日から施行し、同年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすことができるとする。